

令和5年長浜市農業委員会2月定例総会会議録

令和5年2月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（18人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	18番	池田 美由紀	19番	二矢 秀雄

2. 会議に欠席した委員

17番 小畑 義彦 20番 西橋 絹子

3. 会議に出席した職員

次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、副参事 近藤 英昭
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第116号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第117号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第118号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第119号	農用地利用集積計画案についてについて
議案第120号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

4 番 多賀 正和

6 番 森川 ゆり

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和5年2月の定例総会を開催させていただきます。本日、局長は体調不良の為、欠席とさせていただきますので、よろしくお願いたします。11月中旬から拡大しました新型コロナの第8波もようやく減少傾向になってきたものの、季節性のインフルエンザの流行や、新たな第9波も今後どうなっていくのかまだまだ心配な状況が続いています。そんな暗いニュースがつづく中、長浜市にとりましてすごいニュースが飛び込んで参りました。日本を代表する日本酒、獺祭を醸造する旭酒造が酒米、山田錦の品質を競うコンテスト、最高を超える山田錦プロジェクト2022を開催され、見事、長浜市の下八木営農組合さんが準グランプリに輝かれました。東京帝国ホテルで表彰式があり、賞金1000万円が贈られたそうです。コンテストは4回目で、グランプリに選ばれると旭酒造が市場価格の25倍にあたる1俵50万円で買い上げるとあって、同社と契約する酒米農家の目標ともなっているとお聞きしました。最終審査には富田町や錦織町の農家さんも残り入賞され、長浜市産の山田錦が高く評価された格好となりました。下八木営農組合には、農業委員の八若委員も組合員でおられるということで、少しお話を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

(八若委員)

7年前からこの酒造会社に酒米である山田錦を出荷しており、契約栽培をしております。この会社が最高のお酒を造るために考えたのが、最高を超える山田錦プロジェクトといいまして、最も良い酒米を作った農家にグランプリ賞として3,000万円、準グランプリ賞として1,000万円の賞金を与えるというもので、今年で実は4年目になります。昨年の暮れ

に、旭酒造から突然招待状が届きました。帝国ホテルで発表があったのですが、うちから8名、東京へ行ってまいりました。会場には審査員および関係者、報道など、200人以上の方が出席されておりました。席上でグランプリの発表があったということでございます。下八木営農組合は準グランプリ賞をいただきました。上位8位以内にどうやら入っているらしいということは事前に聞いていたのですが、まさか、うちのお米が準グランプリになるとは思ってもおりませんでしたので、正直、大変驚いております。富田町の川崎さん、錦織町の川瀬さんも同時に8位入賞されておりました。長浜市で3社、県内にもう1社ございまして、滋賀県勢が8分の4を占めたということでございます。昨年あたりから、どうも滋賀県の米が良いという評価になり、注目されていたそうです。今年は全国から90社がエントリーされまして、事前審査で36社に絞られました。予選でさらに8社にしばられまして、最終残った8社の中から本選をされ、グランプリ、準グランプリが選ばれたということでございます。審査基準は、まず穀物検定機で審査をした後、玄米とそれから90%精米を並べまして、あとは目視で粒が揃っているか、それと心白が中心にあるか、心白がより小さいか、ツヤがあるか、被害粒ではないか、着色米が少ないかという6点で審査をされました。グランプリは熊本県の、水穂やまだという農業組合法人が受賞されました。こちらのお米は丸々と太ったお米の真ん中に心白もございまして、ツヤも良く、さすがというお米でございました。2位以下のお米はどうかといいますと、どれがいいのか判別はつかないというほど拮抗しておりました。実に運が良かったと思っております。経験と勘で作ったお米。色選もかけてないお米が、よく受賞できたなっていうのが実感でございます。1,000万円の賞金の目録は頂戴したのですが、実はまだ、いただいておりません。いただく賞金の使い道に錯綜いたしまして、まとめるのがつらい、胃の痛い毎日が続いているというところでございます。以上報告を終わります。

(事務局)

本当におめでとうでございます。当日の受賞の状況や、また審査会のレポートなど掲示されておりますので、また帰りにご覧いただければと思います。本当におめでとうでございます。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内18名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、1月19日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席していません。続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が3件、4条申請が

2件、5条申請が11件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認申請、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る2月3日に当番委員、2番の中川半弥委員、3番の家倉和行委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

農閑期といえども気温差などで、日々、体調管理が難しくあると思います。本日は、八若委員の山田錦が、大変、めでたい賞をお取りになったということで、山田錦というお米は酒米であります。酒蔵の話聞いておりますと、酒米は削れば削るほど良いということで、通常、50%ぐらい削るということだそうです。一俵、25万円と価値のあることで、大変めでたいことでございます。ただ、山田錦という品種は皆さんご承知の通り、非常に背丈が高く、こけるという事から、機械が進んだ今日、非常に難しいということでございます。そのようななかで、下八木営農組合が受賞されたということは、やはり栽培技術が向上しているというふうに私は思い、その栽培体制への技術に対して敬意を表したいと思ひます。また食品関係で、杉野地域の方が山水を利用した米作りで最優秀賞を受賞されました。家倉委員も受賞というふうに伺っております。そのようなことで非常に明るいニュースが出ておりますが、今年の作付けをはじめ、肥料、燃料の高騰を考えますと、いかにして消費を少なくして収穫するかということ、これから考えていかないといけない。私は肥料などを多くやって、損害がでた感じがしますので、皆さんもこれからの肥料設定、あるいは農薬とか等々の散布におきましても、十二分にご留意いただき、少ない量で成果を上げるということをお考えいただきたいと思ひます。新型コロナウイルス感染症も減少してはいるものの、非常に厳しい状況と思ひます。また、インフルエンザにもご注意いただき、どうか皆様、この1年乗り切るために、一度、体力づくりや、健康に十分注意していただいて、農業委員会の業務に携わっていただきたいということをお願いいたしまして、本日のご挨拶とさせていただきます。

本日の欠席通告欠席委員の報告、17番の小畑義彦委員、20番の西橋絹子委員の欠席通告をいただいております。

本日の議事録署名委員報告、4番の多賀正和委員、6番の森川ゆり委員、両委員よろしくお願ひします。

(会長)

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いします。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和5年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田2筆、560㎡、畑1筆、31㎡、合計591㎡を、資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。北側届出地の周囲の状況は、東は区画整理事業用地、西は道路、南と北は区画整理事業用地です。南側届出地の周囲の状況は、東は区画整理事業用地、西は道路、南と北は区画整理事業用地です。届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

番号2、土地の表示、八幡東町地先、田1筆、44㎡を、駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は国道、南は雑種地、北は雑種地です。

番号3、土地の表示、室町地先、田1筆、121.86㎡を、資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は区画整理事業用地、西は道路、南と北は区画整理事業用地です。届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は5件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、口分田町地先、田1筆、26㎡、畑1筆、19㎡、合計45㎡を、売買によ

り貸駐車場、進入路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は水路、北は道路です。

番号2、土地の表示、室町地先、田1筆、50㎡、畑1筆、92㎡、合計142㎡を、住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は田、南と北は宅地です。

番号3、土地の表示、寺田町地先、田3筆、375.02㎡、畑1筆、62㎡、合計437.02㎡を、売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は宅地、北は転用済田です。

番号4、土地の表示、寺田町地先、畑1筆、198㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は譲渡人所有畑、南は宅地、北は水路、里道です。

番号5、土地の表示、西上坂町地先、田1筆、1,153㎡、畑1筆、8.06㎡、合計1,161.06㎡を、売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南と北は田です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計60筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田59筆、129,651㎡、畑1筆、181㎡、合計129,832㎡の解約です。番号1から40は相対による解約で、親から子へ経営移譲を行うための解約で、後にご説明します、議案119号、利用権の設定の番号234から281の内の40筆の解約です。番号41から52は農地中間管理事業による解約で、全て耕作目的により解約です。番号53から番号60はレーク伊吹農協による農地利用円滑化事業による解約で、後にご説明します、議案119号利用権の移転に係るもので耕作者を変更するための解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました件について、ご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第116号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第116号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定に

よる許可について意見を求めます。令和5年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が3件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、高月町宇根地先の田9筆、18,160㎡、畑1筆、145㎡、高月町東阿閉地先の田、1筆、2,046㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田と畑で現地を確認したところ、耕作がされておりました。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、申請地集落周辺を耕作している譲受人と売買で申請されたものです。

番号2、土地の表示、高月町高月地先の田1筆、1,342㎡、畑1筆、16㎡、高月町宇根地先の田1筆、2,972㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田と白地の畑で、現地確認をしたところ、田は耕作がされており、畑は不耕作地でした。譲渡人は集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落周辺を耕作している譲受人と売買で申請されたものです。

番号3、土地の表示、西浅井町塩津浜地先の畑1筆、279㎡を使用貸借にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で現地を確認したところ、耕作がされておりました。本案件は1月定例総会で議決された、空き家に付随する農地等指定農地の案件です。

以上、番号1から3につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり等の面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありませんとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第116号かかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第116号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。先日、長浜地区では情報交換会がございました。その時に3条申請について、我々、農業委員と農地利用最適化推進委員が現地確認をする必要があるのかという意見が出ました。その報告を事務局からお願いします。

(事務局)

先日の情報交換会で、農地を転用して違うものにするのであれば、現地確認の必要があると思うが、農地を農地として利用される場合、現地確認する必要があるのかというご質問がありました。事務局としましては、申請地地区の担当委員の方に、申請書と航空写真を送らせていております。担当委員には申請内容の確認。また、航空写真で場所を確認し、

現地に行っていただいて、申請地が耕作できる状況かどうかの確認をお願いしているところでございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。そのようなことですので、よろしく願いいたします。他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第116号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第117号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第117号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第117号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる1月23日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、6番の森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和5年2月3日に2番の中川半弥委員、3番の家倉和行委員をお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、高山町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は2か所あります。1か所目は、集落の東側に位置します。また、2か所目は、集落の北側に位置します。ともに、一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1のうち、集落の東側の土地の表示、高山町地先、畑、366㎡、集落の北側の土地の表示、高山町地先、畑、370㎡、ともに転用目的を植林とした申請です。

周囲の状況は、集落の東側の土地については、東は山林、西は農地、南は山林、北は山林です。また、集落の北側の土地については、東西南北がすべて山林です。

写真をご覧ください。申請地はすでに植林されております。これは申請人が約50年前に周辺の土地とともに植林を行っており、今回、地目変更を行うにあたり、農地法の許可が得られていないことが判明し、申請されたものです。今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。なお、2か所目の現地写真は、現地が山林の中にあるため周辺から撮影できなかつたので、航空写真を表示しております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。

(事務局)

申請番号2、月ヶ瀬町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、農業用施設は例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、月ヶ瀬町地先、畑2筆、104㎡、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、東が宅地、西は農地、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。今回、申請人が自宅近くで農業用倉庫の建設を計画し、自身が所有する畑の一部に建設することになり、申請されたものです。なお畑には、前所有者が建設した農業用倉庫があり、その倉庫も引き続き使用するとの申出も受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、北側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第117号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第117号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第118号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第118号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第118号につきましては、今月の締切までに11件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第117号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、田川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告いただきます。

(家倉委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、田川町地先、田、1,107㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は里道です。

写真をご覧ください。譲受人は家屋解体業を営んでおり、特に古民家の古材は再利用できる木材として販売しているものの、その保管場所に苦慮しており、これまでは市外の場所を借りて保管していたものの、利便性が悪く、市内で土地を探していたところ、譲受人の事務所がある敷地の隣接農地所有者と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透及び敷地東側の譲受人所有地に流れ込む計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、大戌亥町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会からの同意を得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、大戌亥町地先、田5筆、畑2筆、雑種地1筆、2,798㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。2ヶ所に分かれておりまして、東側の土地の周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は水路および宅地、北は宅地です。西側の土地の周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人である長浜市では、病院駐車場を確保する目的で、これまで地権者と売買の交渉を行っており、話がまとまり申請されたものです。なお、今回の申請について、長浜市からは農地転用不要案件であると勘違いして、一旦、農地転用許可を得ずに所有権移転登記を完了していたが、農業委員会等から指摘を受けて、所有権移転登記を錯誤で抹消し、今回、農地転用申請を出されており、今後、農地を取得する際には、事前に農業委員会と協議し、転用手続きの有無を確認するとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、周辺の水路に排出する計画となっており、隣接に農地もなく、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、小室町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、小室町地先、畑、317㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用倉庫、農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は雑種地、南は道路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲渡人の夫は小室町周辺の農地を大規模に耕作しており、それに必要となる農業用倉庫を昭和56年頃に建築使用していましたが、平成26年に本人が亡くなり、同倉庫は未使用の状態が続いていました。今回、譲受人が同倉庫を継続して使用するとともに、倉庫の周辺を農業用資材置場として使用する目的で話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排水されており、隣接に農地がないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、下山田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び周辺農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、下山田地先、田、63㎡、契約内容は交換、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、平成5年に、自身の敷地として住宅を建築されていたものの、近年実施された地籍調査により、同敷地の一部が譲渡人の敷地であると判明し、併せて、譲渡人が使用している申請地に隣接している土地が譲受人の土地であることが判明し、今回、交換の手続きを取ることになり、申請されたものです。

なお、地籍調査によって判明したことはありませんが、結果として、農地転用手続きをせずに住宅を建ててしまったことに対して添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側の道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、富田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意を得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、富田町地先、畑、341㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は水路です。

写真をご覧ください。申請人は父親名義の申請地を借りて、住宅の建築計画を立て、今回、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側水路に排出する計画となっており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、引き続き、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、東上坂町地先、田3筆、畑3筆、2,896㎡、契約内容は売買で、転用目的を牛舎とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は里道、南は農地、北は河川です。

写真をご覧ください。譲受人は現在、三田町で牛の家畜業を営んでおり、このたび、牛舎を移転する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。なお、牛舎を移転するにあたり、地元東上坂町自治会及び北郷里地区用水確保期成同盟会にも説明し、了解を得られている旨を説明時の議事録で確認しております。

現地調査を行った結果、雨水排水は敷地周辺に素掘りの水路を設置し、沈殿槽を通じて上澄みが河川に放流される対策を取る計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れが

ないと判断できます。さらに、牛舎に上下水道を設置しない計画となっており、その理由を確認したところ、牛舎の床はコンクリート張りで壁面は完全に壁に覆われており、外部とは完全分離となる構造で、牛は放牧せずに牛舎内で飼育し、牛の糞尿は常に牛の足元にある、専用のこぬか等により吸収される運用で、現地の堆肥加工所で堆肥にして、外部に搬出する方式となっております。また、牛舎や重機の清掃も水洗いではなく、専用のシート等で清掃する手法を取るとともに、仮に水を使う場合には足元に吸水シートを敷いて、外部の敷地に漏れ出ること是一切しない手法を実施する旨、確認しています。すでに、三田町の牛舎も同様の手法で運用されているということです。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、高橋町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意を得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、高橋町地先、畑、603㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は宅地、北は水路です。

写真をご覧ください。借受人は地元で電気工事店を営んでおり、近年では、他に配管工事、上下水工事、ガス工事等も行っており、その資材置場の確保に苦慮されていたが、借渡人から管理ができていない休耕地状態の土地があり、地元で迷惑をかけないか心配していたので、土地を管理いただけるなら無償でもいいから使ってほしい旨の申出を受けて、今回、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側の水路に排出する計画となっており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、高畑町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中頃に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、引き続き中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、高畑町地先、畑2筆、102㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は、父親名義の土地にある自宅に居住しているが、農作業や個人事業にかかる自動車等の駐車スペースが少ないため、父親名義の隣接地を駐車場に整備する計画を立て、申請されたものです。なお現地は、多くの木々が生えている状態になっていたため、伐根の上、木を撤去したことにより大きな穴が開く事態になり、やむを得ず砕石を入れて現状に至っております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地中央の水路に排出されており、隣接農地とも塀で仕切られており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、高畑町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中頃に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、先の申請番号8と関連があることから、引き続き中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、高畑町地先、畑、42㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は水路、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請番号8に隣接している土地で、今回の申請地も合わせて、譲受人の自動車等の駐車スペースとして整備する計画を立て、売買の話がまとまり、申請されたものです。なお現地は、申請番号8で説明したとおり、多くの木々が生えている状態になっていたため、伐根の上、木を撤去したことにより大きな穴が開く事態になり、やむを得ず砕石を入れて現状に至っております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側水路に排出されており、隣接農地とも塀で仕切られており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、瓜生町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落

の中頃に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は、土地の表示、瓜生町地先、宅地、198.84㎡、契約内容は寄付で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は譲渡人所有の農地、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲渡人は寺の住職の妻で、寺の駐車場が狭かったために拡張する計画を立て、住職の妻名義の土地を寺に寄付する形で駐車場を整備することになり、申請されたものです。なお、今回、申請地の地目は宅地であるものの、現況が畑として使用されていたために、転用申請されております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の道路脇の水路に排出される計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号11、木尾町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は、土地の表示、木尾町地先、畑、24㎡、契約内容は寄付で、転用目的を石碑敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は雑種地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成され、寺の石碑が建立されています。これは昭和50年に、地元自治会が地権者の了解を得て建立されていましたが、このたび、所有権移転の手続きを取るにあたり登記簿を確認したところ、農地のままであることが判明し、申請されたものです。なお、転用手続きを取らずに、石碑を建立したことに対し謝罪するとともに、今後、二度とこのような違反をしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側の道路側溝に排出されており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第118号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(廣部委員)

番号10についてお聞きします。現況が畑なので、農地転用申請を出されたとのことですが、登記地目は宅地だというのに、現況地目が農地であれば転用申請が必要なのですか。

(事務局)

お答えします。現況が畑として利用されている場合、農地法的には必要となりますが、すでに登記簿が宅地となっておりますので、今回、発行する許可書で登記を変更されることはないのですが、当初からご相談を受けていて、畑として利用されているということであれば、申請いただく場合もあるということはお伝えしました。地元の農業委員の方とご相談もされ、最初は申請を出さないというお話しを伺っていたのですが、最終的に内部で協議されて、やはり決まりがあるということで、書類を整えて申請され、事務局としてはお受けしないというわけにはいきませんので、今回、案件として説明させていただいた次第でございます。

(廣部委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(多賀委員)

番号6についてお聞きします。事務局の説明では、下流域の自治会や用水確保期成同盟会などにきちんとご説明されているようですが、やはり、川上ですので、事務局でわかる範囲で構いませんので、もう一度、説明をお願いします。

(事務局)

ご説明させていただきます。この案件につきましては、事前に相談をいただき、副会長と相談し、進めさせていただきました。一番の問題は、今、ご意見いただいたように河川の上流地部分で、水の問題がいちばんネックになるかと判断しておりました。この申請をされるにあたって、特に下流域の東上坂町自治会だけでなく、北郷里地区用水確保期成同盟会の方々が、十分にこの部分を理解されているのかが、いちばんネックになりますので、前もって相談を受けている時にお話をさせていただきました。それにつきましては地元の東上坂町ですと、自治会長だけでなく、総会の場で趣旨や説明をされ、同意をされている議事録もついておりました。北郷里地区用水確保期成同盟会につきましても、この河川の部分につきましては、同盟会の方で常にいろんな物事を決めてらっしゃる部分がございます。その組織のメンバーは各自治会から出ておられるような組織になっておりますので、

今回、以前に業者からご説明をいただいた部分をそのまま同盟会でも同じようにご説明をされました。特に糞尿の関係などが気にされて当然のことだと思うので、放牧というものは全くせず、完全に牛舎という中で牛を飼育する。全く外に出ないし、糞尿についても、先程のご説明にあったように処理されますので、同様の趣旨を同盟会にもご説明をされ、そういうことならやむを得ない、ということでご同意いただいた議事録をつけていただいておりますので、それで今回申請を受けているという次第でございます。

(多賀委員)

ありがとうございます。写真をご覧になっていただくとわかりますように、すぐ側が水路なので、本当にきちんと管理してもらえるよう、お願いしていただきたいと思います。現在、三田町で譲受人がされている、隣の農地で私は耕作しているのですが、たまに牛が脱走していることがある。三田町で飼われている牛は多いからでしょうが、こちらも中心に牛舎があって飼育されておられるのですが、餌を取りにカラスなどの野鳥もかなりきます。その対策もしていただけるよう、お願いしていただいた方がいいかとも思います。申請地は山の近くなので、猿やイノシシなど、獣害対策もきちんとしていただけますよう、申し上げるのがいいかとも思います。

(事務局)

はい。今、伺った意見につきましては、お伝えしたいと思います。

(会長)

他にございませんか。

(多賀委員)

乳牛ですか。肉牛ですか。

(事務局)

肉牛です。

(会長)

他にございませんか。

(將亦委員)

番号6についてご説明させていただきます。農地等調査委員会での当番委員協議でもかなり論議になりまして、提出された書類を確認させていただき、汚水については浄化設備をつくるということですが、しっかりと浄化設備の点検管理をして、絶対に汚水が流れることのないように、という意見を付けるという指示をしております。そういう指示を受けて、事務局も説明をされたと思いますので、その辺はしっかりとやっていただけておるので、説明をさせていただきます。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

私からお聞きします。番号2について、もう一度ご説明をいただきたい。

(事務局)

はい、ご説明させていただきます。今回、病院の駐車場ということで、すでに周りが駐車場として使用されているのですが、申請地の譲渡人と話がまとまったということです。令和4年の2月頃に、病院側が所有権移転の手続きをされたのですが、土地改良区から病院側に手続き不足のご指摘をいただき、事務局へ相談にこられ、確認させていただきました。当初は転用申請不要案件だということで手続きを進められたのですが、この件に関しては転用申請不要案件ではないと判明しまして、協議させていただき、一度、元にもどしたうえで申請をしていただきたく、だいぶ期間が経っておりますのは、土地所有者とのお話しもありますし、登記を一度戻すという手続きもありますので、なかなか事例もないなか、細かな調整をいただいたうえで、令和4年12月頃に登記などの手続きが全部終わり、土地改良区からのお話も当然ありますので、きちんと手続きいただいて、全て終わったという段階で12月末に申請をお受けし、今月の総会に提案させていただきました。

(会長)

ありがとうございます。他にございませんか。

(森川委員)

転用申請不要案件ということについて教えていただけませんか。

(事務局)

ご説明させていただきます。土地収用法という法律があり、第3条に該当していれば、基本的には転用許可は不要になります。道路など、該当するものがあるのですが、以前は病院や学校なども該当していたのですが、大きな施設となりますので、平成21年の農地法の改正により、農地が広がる場所のなかに病院や学校を造ることが全国的に問題になりまして、法の改正によって、今後は学校なり、病院がある施設に関しては、転用許可がいるということになりました。この病院に関してはそれ以前にできたものなので、転用申請不要だと勘違いされたのかと思います。転用目的は駐車場なのですが、全体の敷地をみたなかで、最終目的が病院なので、転用許可が必要という結論になったということです。学校と病院と庁舎は、あくまで市町村では必要となっておりまして、県と国は不要です。

(会長)

分かりました。他にございませんか。

(中川委員)

少し補足させていただきます。市民病院の用地取得のお話があったのは、来年で30年前となります。当時の市長が現地改築ではなく、移転新築という方向付けをされ、そのなかで大戊亥町である現在の病院敷地として、300m各、約9haあります。そのときの用地買収は、お話にありました改正前ですので、主要事業として、病院、街路、福祉の3本立てでの主要事業ということでされました。その時、地元では用地対策委員会というのを立ち上げまして、私もその一員でした。当初、病院の移転新築は借地で行うという話でしたが、地元へ降りてくるなかで、公共用地の下が借地はいかがなものだと、のちのち、相続とか発生してくるので、やはり、売買で所有権移転した方がいいという話になりました。町内でもほとんどの方が売買で所有権移転をされましたが、今回の土地については、当時、ハウス栽培でトマトときゅうり等やっておられまして、そういうこともあり用地買収に応じないということで、転用できなかったということもありました。その方がご高齢になってきたので、もう、ハウス栽培をやめますということを受け、以前、市役所に勤めていた方が話をされ、一応、売買の話が成立しました。病院側としても残りはそこだけで、長年の懸案の事項でしたから、おそらく、以前の手続き通りに行ってしまったということではないでしょうか。今回、この転用が終わりますと、ほとんどが所有権移転されますが、地元でもはじめて知ったのですが、まだ、2筆だけ借地があります。病院も来年で設立30年経ちますので、それをもって残りもされるとお聞きしています。そんなような経緯があって、今日に至っているということです。

(会長)

ありがとうございます。他にございませんか。

(將亦委員)

番号2についてご説明いたします。約1年前に、市の所有地となっているということが判明し、私は委員長ですので当初からこの件で指導をしており、やはり、収用法の対象ではない土地を市の所有地にするのはやはり良くない。当初は4条申請との話がありましたが、市が不法に所有した土地を自分名義で転用するという話を認めてしまうと、農業委員会としましては非常に不誠実だということで、やはり登記名義を変更してからということになりました。私は錯誤という方法もありますので、そのように指導をしていましたが、やはり地元の中川委員などのご協力を得て、もう一度、買い戻しということで、市から土地所有者へ変更登記をしていただき、今回、改めて5条でできたということでございます。前にもありましたが、旧町から合併して長浜市の土地になっているというのは、やむを得ないということで、その農地を買う方がおられれば、市長名義でということになり、これまで数筆でてきております。けれども、そういうところとはすこし趣旨が違いますので、しっかりと正式な手続きを踏むようにという指導を調査委員会としては行ってきましたので、ご報告も兼ねて説明をさせていただきます。

(会長)

今、説明がありました通り、少しズレを直したということだと思いますし、また、牛舎につきましては、やはり、記録で残していただくことが大事なかなと思います。

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第118号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第119号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農用地利用集積計画、案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対と農地中間管理機構による利用権設定の案件、所有権移転、利用権の移転の案件がございます。相対による利用権の設定につきましては、貸し手42人に対して借り手が8人で、筆数は85筆、合計の面積で、170,502㎡を利用権設定される計画です。所有権の移転につきましては、所有者11人、取得者6人、筆数は23筆、面積は27,563㎡を所有権移転される計画です。農地中間管理事業による利用権の設定につきましては、貸し手95人で、借り手は公益財団法人滋賀県農林漁業担い手基金で、筆数は196筆、合計の面積で、358,864.76㎡を利用権設定される計画です。農地利用集積円滑化事業による利用権の移転につきましては、貸し手はレーク伊吹農業協同組合で、借り手1人、筆数は8筆、面積は10,995㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの利用権設定について、と記載されている番号1から番号196につきましては、農地中間管理事業によるもので、一般社団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金に利用権を設定される計画で、番号197から番号281につきましては、相対により地元農業者に利用権を設定される計画です。次に、利用権の移転につきましては、タイトルの利用権移転について、と記載されている番号1から8につきましては、個人からレーク伊吹農業協同組合が借り手となり、10年の期間で利用権設定されていたものを、期間途中で耕作者の変更があり、残余期間について、次の耕作者へ

の利用権の設定がされるものです。最後に所有権移転につきましては、タイトルの所有権移転について、と記載されている番号1から番号23につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号23について全て、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第119号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(多賀委員)

所有権移転で、12番から22番全て、先程の家畜業を営んでいる方になっておりますが、先ほど拝見した地図でいうとかなり大きな場所が農舎になるのですね。

(事務局)

お答えします。今回、こちらは農地として利用される計画です。農舎になるわけではなく、売買で、水田として利用されます。

(多賀委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

私からお聞きします。農地中間管理機構について、詳しく教えていただけないでしょうか。

(事務局)

ご説明させていただきます。基盤強化法の改定により、令和5年4月1日からは出し手と受け手のマッチングをされないことになっております。それをされないことになり、これからは所有者の方が耕作者を探すのに苦労されるのかなとも思います。また、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様のお力添えを、よろしくお願ひしたく思います。利用権の設定の仕方つきましても、今回、基盤強化法の相対という部分につきましては、4月1日より手続きが廃止されます。しかし、経過措置として2年間の利用権設定はでき、借り手と受け手、金額の調整が、通常、利用権の相対で結ばれるものなのですが、それにつきましては中間管理機構の促進計画でできるということになっております。本来は地域計画が作成できないと、こちらもできないというお話だったのですが、調整が整っている農地について

は、農地中間管理機構で預かるということです。また、地域計画を作成した地域につきましては、相対の利用権は2年間の経過措置を待たずに、相対の利用権設定にできなくなるということになります。地域計画を作成した地域につきましては、一筆一筆、耕作者が指定されておりますので、その方でないと原則、利用権設定できないということになっております。また、特例はあるのですが、4月1日からはそのような運用になっております。

(会長)

難しいですね。簡単に申しますと、農地中間管理機構は耕作します、全部、マッチングしますとっていて、そして、もうしません、ということになった。そして、自分達で探してください。見付けた時点で登録をしてください。そして、農地中間管理機構がお金をいただきます、ということですよね。すでに登録されている方はいいのですが、そうでない方は、ちょっと厳しいですね。

他にございませんか。

(将亦委員)

会長の意見に関連するのですが、現在の制度でいくと相対による利用権の設定、農地中間管理事業によるものと、農地利用集積円滑化事業ということで権利設定がされてきたのですが、相対で相手を探してきて、市に申し込んで、それを受けて農地中間管理機構が権利設定をするという。あと、農地利用集積円滑化事業もなくなるのですか。

(事務局)

お答えします。農地利用集積円滑化事業はすでに廃止されておりまして、現在、契約期間が残っているものだけをJAで管理されておられます。今回、廃止の前に契約されているものなので、農地中間管理機構と同じように、JAと所有者、JAと耕作者が契約を結ばれておられます。所有者とJAの契約は残っているなかで耕作者が変わるのでその計画はいきており、今回は耕作権の移転ができますが新規ですることにはできないということになっております。

(将亦委員)

はい、わかりました。要するに正式な相対ではなく、それぞれが相互理解のもとに、耕作を貸し付けているというのが増えてくる恐れがあると思う。

(事務局)

おっしゃるように、正式な契約を結ばれない契約が多くなるとは思っております。

(将亦委員)

本来はそのようなことをなくす為に農地中間管理機構制度ができたはずなのに、私も会長と同じ思いで機能もしておらず、こんなことを申し上げて悪いですが、中山間地の農地を預かって耕作者が決まらないものだから、もう事業を辞めて、話のついたところだけ市町村に窓口をつくらせて、最後だけ自分のところとするという制度になってしまった。

決まってしまったので仕方ないですが、本来的にはもう一度、農業委員会でも相対でいくということをもう少ししっかりと考えて、どうにかして正確に農地法に則って、3条の賃貸借で結ばれるような方向で考えていかないといけないという気がする。一応、問題提起をさせてもらいます。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

農地中間管理機構について、少し、ご説明させていただきます。機構については、マッチングできなかったものは受けませんので、一度、お預かりしても受け手がなければ成立しませんので、放棄田が増えてくる。この、新しい仕組みは色塗りをして、集積を進めていこうというものもあるのだと思うのですが、今後、下限面積がなくなりますよね。誰でも耕作する気があれば、今まで農地を持っておられない方でも所有できるようになる。色塗りがされていないところは、誰でも所有できる、耕作出来るようになるという話を聞いている。ですので、正式な契約をしていない農地については、目標地図では色がついてこないで、そういう農地が狙われてしまうことになりますよね。ならば、いち早く、地域計画をつくっていかないとあかんのかな、どうなのかな。現在、人・農地プランがありますよね。そのプランで、作り手が将来的に名前を挙げている方と、辞めていくとあげている方がいる。この田はどなたが耕作されるか決められていない。決められてないが、それをいち早く、これから決めていくようにといわれるとそれも大変な仕事だというふうにする。下限面積がなくなるのは、4月1日からですか。

(事務局)

はい、4月1日からです。お話しされましたように、下限面積が無くなったことにより、農地を全く所有していない方が耕作できるようになると、要件がゆるくなるのですが、地域計画にいれられた区域については10年後の耕作者がまだ決まっていない。色付けされないところもできるということですが、地域計画に含まれている地域のなかでは、その色付けされていないところは、その区域で紐づけされている方以外が利用権の設定、または売買するには計画の変更が必要と聞いております。地域計画をつくるのが先決であって、全ての農地に色を塗るまでは必要ないということになります。

(廣部委員)

その地域で、地域計画を名乗りあげなければならない。人・農地プランといっしょで、地域計画をつくりましたよ、ということを示さないといけないということですね。

(事務局)

はい、そうです。地域計画のなかの色付けされない農地も、そこは地域計画でまかなえ

ますので、そこに購入したいといわれても、地域計画にのっている方しか購入できないこととなります。

(廣部委員)

そう簡単には入ってこれないかもしれない、ということですね。

(事務局)

はい、そうです。基本的に利用権も一緒に、購入者が地域計画にのってなければ、基本的には利用権が設定できません。そこで、その購入者が、その農地を利用権設定したいといいますと、地域計画の変更が必要になってきます。

(廣部委員)

ですが、やりたいという意思があって、購入されると農業委員会ではあがってきますよね。

(事務局)

あがってきましても、審査項目で、地域計画に影響がないという審査項目が4月1日から追加されます。それによって、地域計画に名前がのってない方は購入出来ないという縛りがでてくると思う。

(廣部委員)

購入の意思があって、また、売り手は売りたいという意思の方が、最近、わりと多いです。そうなのですが、本当に農業をやっていたら買えないのが普通ですよ。こんなに肥料等が高騰していて、農地まで所有できる余裕はない。しかし、違う仕事をされていて財を稼いでいる方は、農地がこんなに安いのなら買えると思いき、参入される方はあるかと思う。そういう場合、売り手の意志と、買い手の財力があれば、双方は合意しているが、地域計画に載ってないので、駄目だと配慮できるのですか。

(事務局)

農地法第3条は、基本的に耕作目的で買われますので、これから地域の担い手として位置づけて、そこに色塗りができれば買えるということです。

(廣部委員)

それを認めるのは、地域計画を進めている地域だということですね。

(事務局)

基本的には、市で地域計画を作成するのですが、変更が確実に認められるときは、変更までにその契約ができるということになっておりますが、変更が確実に認められるときはどういうときかといいますと、県が示しているのは集落の農組合長さん、自治会長さんにその売買をしても問題がないという集落の同意をふまえた時には、できるということ聞いております。

(廣部委員)

そうした場合、地域計画の目標地図に購入された方が色が塗られるわけですね。

(事務局)

はい、最終的には色付けます。ただ、変更となりますと、公告などいろんな手続きがあり、時間もかかりますので、それで先行して、地元自治会の農組合長の地域計画に支障がないということの担保を持って売買を先行して行う。その後、その方の色で売買された農地につきましては、目標地図を変更すると聞いております。

(廣部委員)

わかりました。

(会長)

今まで、農業委員会がいわゆる下限面積というもので、農地が守られてきた。ところが下限面積が撤廃されるということは、現在、農地を所有されていない方も財力のある方でしたら、所有できるということですね。そこで、地域計画の変更が必要になるのですね。それができるのであれば、何に変えてもいいということですね。ということは、いろんなことをされるかもしれないが、ダメだと撤退され、残されたハウスなどは、もう、いわゆる産業廃棄物になります。それが荒廃地になる。かたや、遊休農地を減らせといわれているのに増加しそうですよね。それを管理するのは、市ですか。我々、農業委員、農地利用最適化推進委員ですか。

(廣部委員)

その通りだと思います。田畑転換というものがありますね。購入後、田を畑にするといわれ、残土で埋め立てられる。その残土を捨てる場所がないからといって、畑にするといっても実際にされた方はいないように思います。ここに何の咎めもない。農業委員会に出されたら、認めざるを得ない。その後、指導しても畑にされない。その後、何年もそのままの状態が続き、のり面に草が生えてきても放置されていても何の処罰もないというのが現状ですよ。

(事務局)

耕作放棄地になっておりますので、農地パトロールの時に現状がわかりますので、その時にしっかりと指導をしていきたいと思っております。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

農地の執着心がなければ、悪くなりますよね。良くはなりませんよね。

(会長)

いろいろなご意見があると思います。この地域計画につきましては、主に市が作成することですので、できあがった目標地図に関しましては、自治会長や農事組合などに周知していただくようにしていただかないと、我々、農業委員、農地利用最適化推進委員

が全ての地域にいるわけではございませんので、そのようにお願い申し上げたいと思います。

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限の対象委員はいないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

それでは諮問をうけました、議案第119号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第120号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第120号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。

資料、土地改良事業参加資格交替者一覧がございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました、1番から14番までの14件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第120号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第120号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、続きまして令和5年2月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和5年3月の農業委員会定例総会につきましては、令和5年3月10日、金曜日の午後1時30分から、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定しております。

3点目、令和5年3月の農地転用の現地調査につきましては、令和5年3月3日、金曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、17番の小畑委員、20番の西橋委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

4点目、令和5年2月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和5年2月21日、火曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、3番の家倉委員、17番の小畑委員です。よろしくお願いいたします。

5点目、その他でございますが、本日お配りしました、現地調査順番表についてですが、これは来年度の転用許可に係る各委員様の順番でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、市の農林政策課より後援会のご案内でございます。先日議案書に同封させていただきましたチラシです。長浜市環境負荷低減型農業後援会となります。開催は2月27日、月曜日、午後1時30分から、高月支所3階、3B会議室となります。ご参加よろしくお願いいたします。

次に、委員会のご案内でございます。総会終了後、ご案内のとおり農業振興委員会を3A会議室にて、農地等調査委員会をご案内とは変更し、3B会議室にて開催します。総会終了後10分後に開催させていただきますので、担当委員様よろしくお願いいたします。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)